

第 3 8 回原子力委員会定例会議議事録（案）

- 1 . 日 時      2 0 0 3 年 1 1 月 1 8 日（火） 1 0 : 3 0 ~ 1 1 : 2 0
- 2 . 場 所      中央合同庁舎第 4 号館 7 階 共用 7 4 3 会議室
- 3 . 出席者      遠藤委員長代理、木元委員、竹内委員、森嶋委員  
                  内閣府  
                  藤嶋参事官（原子力担当）  
                  文部科学省  
                  原子力課核融合開発室 大竹室長  
                  経済産業省原子力安全・保安院  
                  放射性廃棄物規制課 伊藤課長、大浅田審査班長
- 4 . 議 題  
    ( 1 ) 第 9 回 I T E R 政府間協議の結果について（文部科学省）  
    ( 2 ) 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更につ  
          いて（答申）  
    ( 3 ) 藤家委員長長の海外出張について  
    ( 4 ) 遠藤委員長代理の海外出張について  
    ( 5 ) その他
- 5 . 配布資料  
    資料 1            第 9 回政府間協議について  
    資料 2 - 1        日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変  
                      更許可について（答申）（案）  
    資料 2 - 2        日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変  
                      更許可申請の概要について  
    資料 3            藤家原子力委員長長の海外出張について  
    資料 4            遠藤原子力委員長代理の海外出張について  
    資料 5            第 3 7 回原子力委員会定例会議議事録（案）

## 6 . 審議事項

### ( 1 ) 第 9 回 I T E R 政府間協議の結果について ( 文部科学省 )

標記の件について、大竹室長より資料 1 に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

( 木元委員 ) 9 ヶ月ぶりに政府間協議が開催されたが、どのような状況か、日本の一般の方々にはあまり伝わっていないと思う。開催ごとに各国の状況により熱の入れ様が変わっていると思うが、今回熱が入っていた国はあったか。

( 大竹室長 ) カナダ以外は、年末に向け、計画の早期実現に関し熱が入っていたように感じた。各国共に熱意が上がっているが、その熱意が空回りしているように見えるのが E U であった。E U の I T E R サイト候補地はフランスとスペインの 2 国が提案しており、そのどちらもが盛り上がっているため、候補地を一本化するための調整のめどが立っていない状態のようであり、それが逆に摩擦熱になっているように感じた。日本の熱意も上がっており、サイトを提案していない中国、ロシア、韓国、米国からは、実質的にはカナダを除いた日本と E U の 2 極の争いとなると思われている。

( 遠藤委員長代理 ) 協定交渉においていろいろな点が合意されつつあるということだが、現在残っている大きな課題は何か。

( 大竹室長 ) 例えば、協定の内容について、どの程度各国の責任を強く意識するのかという点が、各国の国内制度上の問題で異なっている。日本の場合は、I T E R 機構に与える特権免除、長期的な予算のコミットメントが強い責任となる。したがって、協定発効までの手続きとしては、行政部局で協定を承認した後に国会で承認行為を取るという形になっている。しかし、国によっては、行政部局の力が強く、特権免除程度であれば了承を得ることができる国がある一方、拘束力の強い協定だと国内の承認に時間がかかってしまう国もある。その妥協点をどうするかが課題の一つである。

( 遠藤委員長代理 ) E U の場合は、E U 各国の批准が必要なのか。

( 大竹室長 ) E U の場合は、仮に E U にサイトが決まらない場合は、協定の締結者は EURATOM ( 欧州原子力共同体 ) になるため、基本的に EURATOM の承認だけとなる。仮に、フランスやスペインがホスト国になると、E U 自身は協定の締結者となり、それとは別にホスト国と I T E R 機構の間で何らかの取り決めを定めなければならないと思う。例えば、I T E R 機構設立協定の規定として、機構に裁判権免除等を与えることが検討されており、この協定は EURATOM が批准することになるが、各国での特権免除

の効力が十分に担保されないおそれがある。したがって、その内容と同じことを詳細に定めた、ホスト国とITER機構との協定が必要になると思う。日本がホストの場合は、詳細な検討は今後必要だが、協定自身に特権免除等について盛り込んであり、それを含めて国会の承認を得るので、ホスト国と機構との協定については、国会による承認は必要でないのではないかと考えている。こういった点はまだ明確ではなく、まず協定を策定してからになると思う。

(遠藤委員長代理) 何を免除して、何を免除しないか、というように特権免除の整理はできたのか。

(大竹室長) 一般的な国際機関の特権免除事項に従い整理をしている。ただ、通常の事務だけを取り仕切る国際機関ではなく、ITERという放射性物質を取り扱う装置を建設・運転する国際機関となるので、国内法による安全規制が必要となる。この場合、国際法とのホスト国の国内法との整合性が法律上の議論となる。国内法について言えば、安全規制を有効なものとするためには、罰則規定を設けないと法として何を担保しているのか分からなくなる。一方で、国際法の観点からは、国際機関による国内法の遵守規定を協定で定めることはできるが、通例から考えると国際機関が最初から裁判権の免除を放棄するということはできない。そこで、特権免除に関する例外規定をつけて、通常は裁判権免除をはじめとする特権免除を有するものの、例えば安全、環境、公衆衛生、許認可に関わる事項については、理事会は必ず特権免除を放棄する、仮にこれらの点で最終的に係争になった場合に逃げることはできない、ということの特約としておき、国際法とホスト国の国内法との整合性に折り合いをつけたいと考えている。

(竹内委員) EUは11月27日にサイト候補地を一本化することだが、それから年内に国際的に候補地を一本に絞ることになると、日程的に厳しいのではないか。

(大竹室長) EUに関していえば、以前からサイト候補地の一本化の時期が遅延しており、他の議論が止まっている状態である。各国の間では、EUがサイト候補地を決めることができないために国際的な状況が左右されるのはおかしいという認識であり、EUが一本化を行うかどうかに関わらず、年内に国際的にサイト候補地を決定することになる。

EUも国際的な状況を理解しており、通常EUの意志決定は全会一致であるが、11月27日は投票によって候補地を決めると聞いている。その結果がどうあれ、それを契機にいろいろなことが動き出すのではないかと考えている。

(遠藤委員長代理) 次の政府間協議の日程は決定していないのか。

(大竹室長) 年内の決着は政府間協議というよりも、ハイレベルで決着をしなくてはならないと思う。それについては、EUの問題を含め、いくつかのステップを経た後に定まれば、報告したい。

(2) 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更について(答申)

標記の件について、伊藤課長より資料2-2に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答の上、平成15年5月19日付け平成13・07・30原第9号(平成15年10月8日付け平成13・07・30原第9号をもって一部補正)をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の5第3項において準用する同法第51条の3第1項第1号及び第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認め、経済産業大臣あて答申することを決定した。

(竹内委員) 再度確認するが、工期はガラス固化体が運び込まれる時期に合わせてあると考えて良いか。

(伊藤課長) 現在のガラス固化体貯蔵建屋の管理能力は1440本だが、現在約6百数十本が既に入っている。海外からガラス固化体が返還されてくるが、その時期に間に合うように計画している。

(遠藤委員長代理) 海外から返還されてくるガラス固化体の量は想定できると思うが、貯蔵建屋をこれ以上増設しなくても大丈夫という理解で良いか。

(伊藤課長) 増設後は最大管理能力が2880本になる。返還されてくる量は2千数百本なので、十分に余裕を持って受け入れることができる。

(木元委員) 資料2-2の7ページの図は、貯蔵建屋の構造は分かるが、どこから地下なのかが分かりにくい。地面のラインを入れておいた方が分かりやすいので、今後は反映してほしい。

(伊藤課長) この図で言えば、貯蔵ピットの部分が地下になる。

(3) 藤家委員長の海外出張について

標記の件について、藤嶋参事官より資料3に基づき説明があった。

(4) 遠藤委員長代理の海外出張について

標記の件について、藤嶋参事官より資料4に基づき説明があった。

(4) その他

- ・以下のとおり、遠藤委員長代理より発言があり、意見交換があった。

(遠藤委員長代理) ご参考まで、米国のMIT(マサチューセッツ工科大学)が今年7月29日に出したレポートについて報告したい。新聞等でも取り上げられたのでご存じかもしれないが、このレポートは、ハーバード大学の協力も得て、地球温暖化の防止とエネルギー需要という観点から原子力はどうしていけば良いのかということについてまとめられている。このレポートでは、2050年の世界の原子力発電規模が現在の3倍ぐらいになるという成長シナリオを想定し、コスト・安全性・核不拡散性・放射性廃棄物の4つの点から精査され、核燃料サイクルと直接処分について比較している。結論としては、コストの面においても核不拡散性の面においても直接処分が最良の選択肢であり、ウランについても現時点で確認されている埋蔵量で大丈夫としている。このレポートに対し、フランスCEA(原子力庁)のプシャール局長が反論の資料を1ヶ月ぐらい前に出している。フランスCEAが一大学のレポートに対し反論するのもどうかと考えたからだと思うが、プシャール局長個人から反論を出している。かなり厚い反論書になっている。我々としても、MITのレポートはクリントン政権下のエネルギー省で要職を務めていたモニッツ氏がまとめたものなので、そのまましておくのもどうかと考え、だからといって原子力委員会からということもないので、私と原子力産業会議の植松氏の2人でこのレポートに対するコメントを出した。MITのレポートは、原子力発電の必要性という点などで良いことも書いてあるが、そうでない点についてコメントをしている。このコメントは既にMITに送付し、また、いろいろなところにも送付している。傍聴の方でも必要な方には差し上げたい。

(森脇委員) 例えばウランの埋蔵量や直接処分で問題なしとした計算根拠など、詳細なデータについてさらに検証した方が良いと思う。日本の核燃料サイクル政策の根拠について、これと比較して問われることがあると思うので、このような根拠から違う結論が出ている、といったことを言えるように検証する必要があると思う。

(木元委員) このようなレポート等は、個人・機関を問わず、いろいろなところから出ている。これまでも、コストの面や環境保全の面からワンス・スルー路線でいくべきと言う方がいる。この2つだけでなく、いろいろな

意見について比較し、自分たちで検証することが必要だと思う。

(森嶋委員) どのような考え方をするのかを検討する前に、コストについてどのように計算しているのかという点が重要である。コスト計算では、将来の利率をどのように想定するか等、いろいろな前提があって、それに基づいて計算される。それぞれに異なる前提において計算されるので、その前提を明らかにしておく必要がある。そうしておかないと、前提の違いを踏まえずにコストが単に高い・安いといっただけの議論や、価値観の違いについてのみの議論になってしまい、生産的なものとならない恐れがある。原子力委員会としては、いろいろな意見について、その根拠としている基礎資料を集めて検証し、異なる意見について議論するときは、前提の違いを明確にした上でできるように準備しておく必要がある。繰り返しになるが、まず出発点となる前提をきちんと明らかにした上で議論しないと生産的なものにならない。

(遠藤委員長代理) MITのレポートについては、その影響力を考慮し、そのままにしておくわけにはいかない。ただ、原子力委員会からコメントするのもどうかと思うので、私個人として出すことにした。

(竹内委員) MITのレポートは、米国の現政権が考えていることとはかなり異なる。

(木元委員) いろいろな意見については、それぞれについて精査し、我々から見解を示すときは、その精査結果を併せて出せば良いと思う。

MITのレポートは、米国内ではどのように評価されているのか。

(遠藤委員長代理) 賛否別れている。このレポートの内容は、民主党系の考え方になっている。

(森嶋委員) MITやワシントンにある研究機関などは政治的に利用されるところがあり、前政権に携わっていた人が一時的に寄食して何かをすることがよくある。このような事情は米国では広く知られているので、日本の大学等が論文を発表した場合とはかなり異なった評価をされているところがある。しかし、このような評価とは関係なく、MITのレポートのような意見が出てきたときは、それに対抗できる論拠を用意しておくことが重要である。

・事務局作成の資料5の第37回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

・事務局より、11月25日(火)に次回定例会議が開催される旨、発言があった。